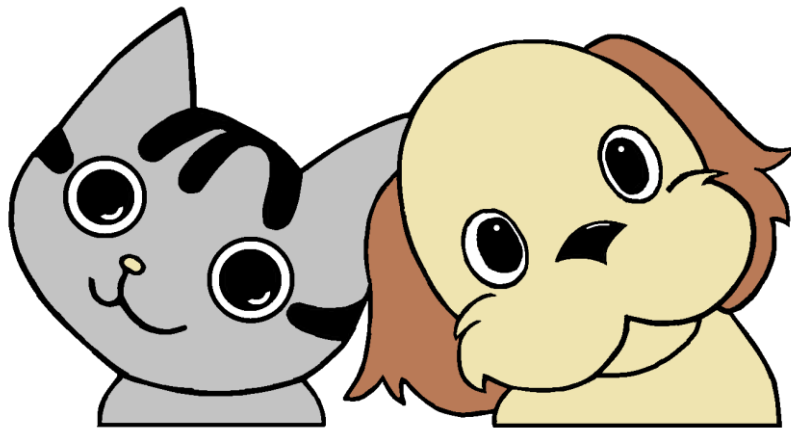


令和7年度

事業概要



山梨県動物愛護指導センター

目 次

第1	センターの成り立ちと施設のあらまし	
1	沿革	2
2	職員の配置状況	4
3	施設概要	4
4	管轄区域	5
5	建物配置図及び平面図	6
6	建物規模	8
第2	事業概要	
1	動物愛護指導センター業務体系	9
2	動物愛護事業	10
	(1) 適正飼養講習会	10
	(2) 動物愛護教室	11
	(3) 動物愛護週間	11
	(4) 施設見学・職業体験等	12
	(5) 動物愛護等情報発信事業	12
	(6) センター事業に関する問い合わせ、相談	12
	(7) 子猫の一時飼養ボランティア（ミルクボランティア）事業	12
	(8) 犬及び猫の譲渡	13
3	動物管理事業	14
	(1) 引取り業務	14
	(2) 甲府市との委託契約に基づく受け入れ状況	14
	(3) 負傷動物の処置	15
	(4) 犬及び猫の処分	15
4	狂犬病予防及び動物愛護管理業務＜中北保健所業務＞	16
	(1) 狂犬病予防法関係	16
	(2) 動物愛護管理業務	16
	ア 犬の捕獲・返還 及び飼えなくなった犬猫の引き取り状況	16
	イ 咬傷事故件数	16
	ウ 動物関係苦情等受付状況	17
	エ 動物取扱業の登録状況	17
	オ 特定動物の飼養状況	17
	カ 犬猫の多頭飼養の届出状況	17
	【資料】	
1	犬猫の引取り数等の状況	18
2	犬猫の譲渡及び致死処分の状況	19

第1 センターの成り立ちと施設のあらまし

1 沿革

甲府保健所動物管理課として位置付けられていた「動物管理センター」を、平成11年3月全面改装し、「動物指導センター」と改称した。

平成13年4月に甲府保健所から独立、新たに動物愛護の推進拠点となる「動物愛護指導センター」として設置された。従前の動物管理事業等に加え、「人と動物のふれあいステーション」として、人と動物がよりよく共生する社会づくりのため、県下全域を対象に各種教室の開催等、動物愛護事業を推進している。 ※甲府保健所は現在の甲府市保健所とは別機関

昭和25年8月	「狂犬病予防法」(法律第247号)施行
昭和26年1月	「狂犬病予防法施行細則」施行
昭和40年3月	玉穂村犬抑留所として開設(現動物愛護指導センター芝生広場跡地)
昭和43年4月	甲府保健所衛生課の分掌事項に犬抑留所の管理が入る
昭和45年4月	不用犬収集業務委託開始 全県下対象 毎月8日間
昭和47年5月	「山梨県犬取締条例」(昭和43年山梨県条例第11号)を廃止し、新たに犬の管理の適性をはかるため「山梨県犬管理条例」を施行
昭和48年9月	議員立法により「動物の保護及び管理に関する法律」制定
昭和49年4月	甲府保健所衛生課動物管理係設置 「動物の保護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)施行 猫の引取り開始
昭和53年3月	動物管理センターとして全面改装 動物管理係が玉穂村で業務開始
昭和55年10月	「山梨県危険な動物の飼養規制条例」施行
昭和56年3月	事務室・車庫を増設
昭和56年4月	市町村に対する事務委任 「狂犬病予防法」登録及び鑑札の交付、注射済み票の交付、犬の登録手数料の徴収事務、「動物保護管理法」公共の場所における負傷動物等の収容
昭和59年3月	予備炉を増設
昭和60年4月	狂犬病予防注射が年1回となる
平成6年4月	動物管理課と組織変更
平成8年8月	「引き取った犬及び猫の譲渡事業」の開始及び「犬の飼い方教室」の開催
平成9年4月	「犬のしつけ方教室」開催
平成11年3月	動物指導センターとして全面改築(現芝生広場から現在地への移転)
12月	「動物の愛護及び管理に関する法律」に名称変更 (動物取扱業の規制、飼い主責任の徹底、虐待や遺棄に関わる罰則の適用動物の拡大、罰則の強化など)
平成12年4月	「動物ふれあい教室」開催
9月	猫(子猫)の譲渡開始
平成12年12月	「動物の愛護及び管理に関する法律」が施行
平成13年4月	動物愛護の拠点となる組織として甲府保健所から独立し動物愛護指導センターを設立。これまでの業務は引き続き実施し、甲府保健所業務は兼務体制となる。
平成14年2月	飼育者譲渡及びボランティア譲渡の開始

平成15年4月	「山梨県犬管理条例」と「山梨県危険な動物の飼養規制条例」を廃止し、「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」施行（平成14年条例第41号） 飼い主からの犬猫の引取りの有料化 市町村における引取り及び引取り日程の市町村広報誌への掲載の廃止
平成17年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正公布 (動物取扱業の規制強化、特定動物の飼育規制の一律化、実験動物への配慮、罰則の強化など)
平成18年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正施行 「山梨県動物の愛護及び管理に関する条例」一部改正施行
平成20年3月	「山梨県動物愛護管理推進計画」(平成20年度～平成29年度)策定
平成24年9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正公布 (動物取扱業の適正化、終生飼養の明文化、罰則の強化など)
平成25年9月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正施行
平成26年3月	「山梨県動物愛護管理推進計画」(平成26年度～平成35年度)見直し
平成31年4月	甲府市の中核市移行に伴い、同市に係る動物業務移管
令和元年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正公布 (責務規定の明確化、第一種動物取扱業の適正化、罰則の強化、特定動物の規制強化、マイクロチップの装着等の動物販売業者への義務化など) 「愛玩動物看護師法」成立
令和2年4月	飼い主からの引取りに伴う運搬業務(運搬車)に関する業務委託の廃止 新型コロナウイルス感染症まん延防止に係る「緊急事態宣言」(政府対策本部長)公示。感染防止対策を図りつつ事業を実施
令和2年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正(令和元年6月)一部施行 (責務規定の明確化、第一種動物取扱業の適正化、罰則の強化、特定動物の規制強化など) 子猫の一時飼養ボランティア(ミルクボランティア)確保事業の開始
令和2年11月	飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成事業の開始 センター内手術室の整備 「山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡要領」及び「譲渡選定・健康管理細目」の一部改正
令和2年12月	「山梨県動物愛護指導センターにおける飼養動物災害時管理対応実施要領」の策定
令和3年3月	「山梨県動物愛護管理推進計画(令和3年度～12年度)」策定
令和3年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正(令和元年6月)一部施行 (第一種動物取扱業の遵守基準の具体化、犬猫の販売日齢の規制)
令和3年12月	動物ふれあい教室に代わる「動物愛護教室」開催
令和4年6月	「動物の愛護及び管理に関する法律」一部改正(令和元年6月)一部施行 (販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録義務化、飼い主によるマイクロチップ情報の登録義務化)
令和5年1月	「山梨県動物愛護指導センター犬猫等の譲渡要領」及び「譲渡選定・健康管理細目」の一部改正
令和5年10月	「山梨県譲渡ボランティア支援事業」の開始
令和6年4月	山梨県動物愛護指導センターポータルサイトの開設

2 職員の配置状況

令和8年4月1日現在

所長	次長	獣医師	技術員	会計年度 任用職員	合計
1	1	2	1	5	10

※獣医師、技術員及び会計年度任用職員は中北保健所との兼務職員

3 施設概要

- (1) 名称 山梨県動物愛護指導センター
- (2) 所在地 山梨県中央市乙黒1083
- (3) 敷地面積 7,612.70m²
- (4) 建設年度 平成10年度（車庫については、昭和55年度）



4 管轄区域

動物愛護指導センター業務

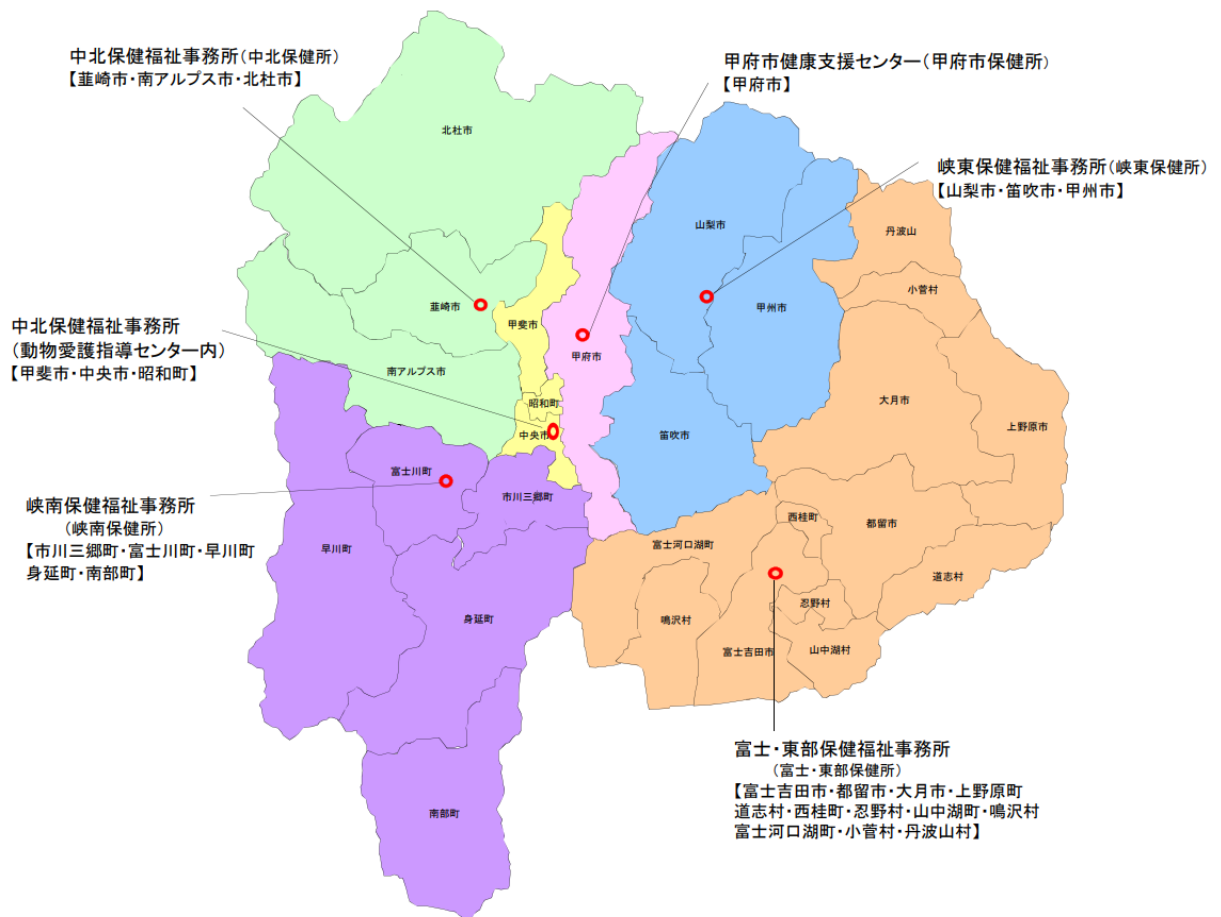
： 県下全域

- (1) 動物愛護・適正飼養の普及啓発、飼養相談、飼えなくなった犬猫の引取り、所有者の判明しない犬猫の引取り及び返還
- (2) 負傷動物の処置、犬猫の譲渡、処分等（甲府市については受託業務）

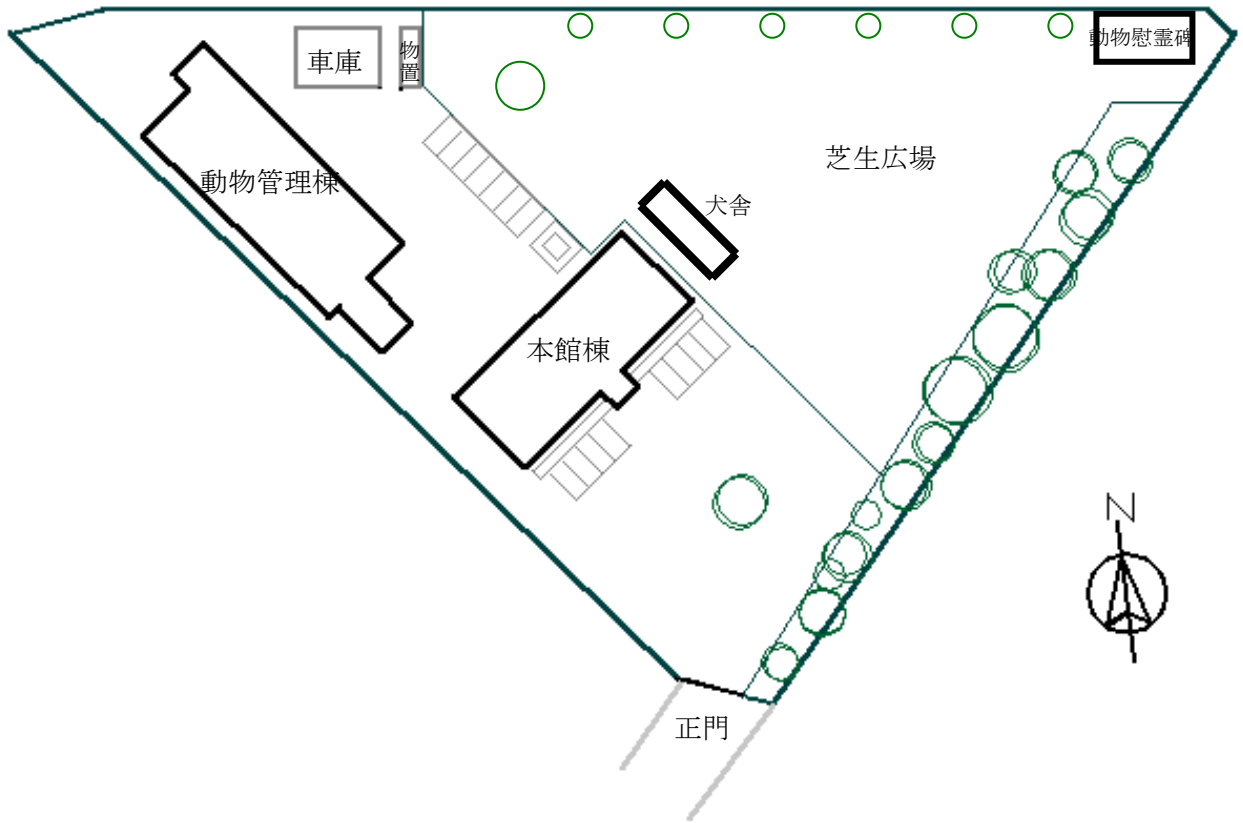
中北保健所業務

： 甲斐市、中央市、昭和町

犬猫等の飼養に伴う生活環境被害の防止、犬による危害の防止、飼えなくなった犬猫の引取り、所有者の判明しない犬猫の引取り及び返還、動物取扱業の登録及び監視、特定動物の飼養許可事務、多頭飼養者への適正な飼い方の指導等

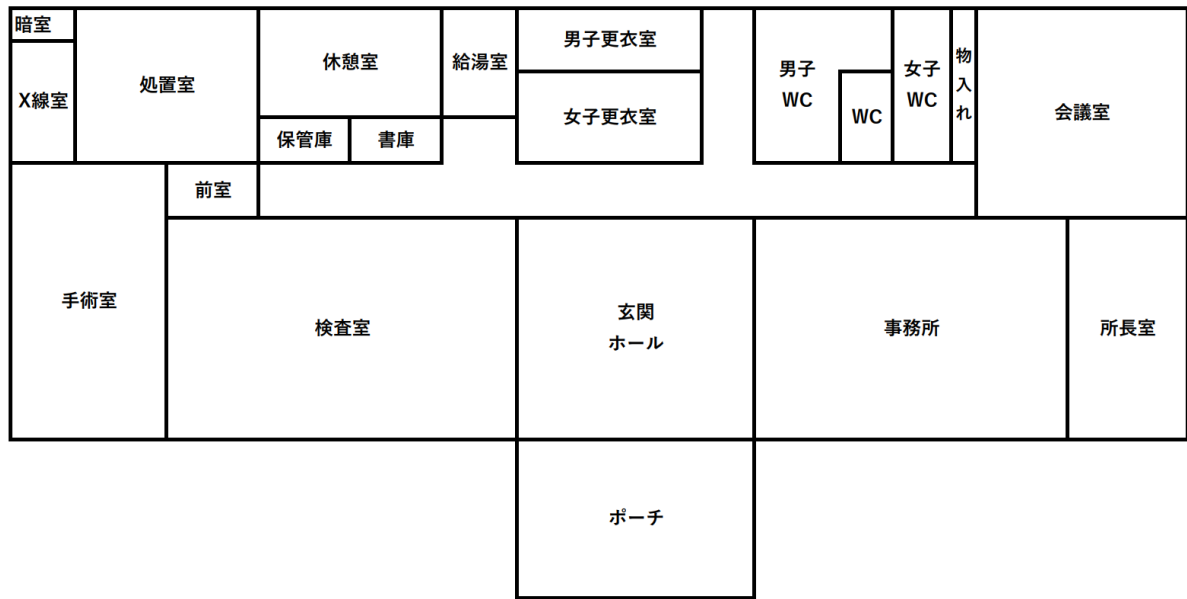


5 - 1 建物配置図



山梨県動物愛護指導センター配置図

5 - 2 建物平面図



【本館棟】



【動物管理棟】

6 建物規模

名 称		延面積 (m ²) (建面積)
本館棟	事務室	69.30
	会議室	43.26
	休憩室	10.50
	処置前室	25.00
	処置室	26.25
	X線室	6.80
	暗室	3.20
	検査室	57.00
	保管庫	5.00
	更衣室・シャワー室	22.08
	ホール・廊下・トイレ他	131.11
	計	399.50 (409.50)
	動物管理棟	猫ふれあいルーム
飼料倉庫		10.00
負傷動物管理室		12.00
病性鑑定管理室		12.00
猫管理室		22.00
子犬管理室		20.00
成犬管理室		60.00
制御室		25.00
焼却炉室 1F		143.75
2F		(52.71)
車寄せ・通路他		208.30
計		525.05 (472.35)
車庫		123.20
犬舎	20.00	
ブローア一置き場	2.76	
合 計	1,070.51 (1,027.81)	

第2 事業概要

1 動物愛護指導センター業務体系 (◎はセンター業務、○は中北保健所業務)

(1) 動物愛護事業

- ◎ 適正飼養講習会の開催
 - ・犬の適正飼養講習会の開催
「譲渡前講習会」「ステップ1」
 - ・猫の適正飼養講習会の開催
「猫との暮らし方教室」

- ◎ 動物愛護の普及啓発事業
 - ・動物愛護教室の開催
 - ・動物愛護デーにおける動物愛護及び適正飼養の普及啓発
 - ・施設見学、職業体験受け入れ
 - ・飼い主からのしつけ等に関する相談対応
 - ・センターポータルサイトによる情報発信

- ◎ 子猫の一時飼養ボランティア（ミルクボランティア）事業

- ◎ 犬猫の譲渡事業

- ◎ 譲渡ボランティア支援事業

(2) 動物管理事業

- ◎○ 犬猫の引取り等業務
 - 飼えなくなった犬・猫の引取り、所有者の判明しない犬・猫の引取り、返還

- ◎ 飼養管理業務

- ◎ 負傷動物の処置

- ◎ 犬及び猫の処分

- 狂犬病予防関係業務
 - 咬傷事故の調査及び指導

- 犬、猫等の飼養に伴う生活環境被害の防止業務
 - 犬、猫等飼養動物の適正な飼い方の指導

- 動物取扱業の監視指導業務

- 危険を伴う動物（特定動物）の飼養・保管施設の監視指導業務

- 犬猫の多頭飼養者への指導業務

2 動物愛護事業

(1) 適正飼養講習会

ア 犬の飼い方教室

(ア) 譲渡前講習会

対象：初めて犬を飼う方や当センターから犬の譲り受けを考えている方

内容：関係法令、飼い主の責任等の説明及びしつけの基本を学ぶ

講習会終了後等に譲渡会を開催した

※当センターからの犬の譲渡を希望する方には、当講習会の受講を条件としている

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	12回	14回	21回	10回
参加人員	38人	48人	46人	31人

(イ) ステップ1

対象：犬を飼養している方

内容：関係法令、飼い主の責任及び犬の習性等の説明及びDVDによるしつけ方法の紹介等

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	2回	2回	1回	2回
参加人員	3人	3人	2人	4人

イ 猫との暮らし方教室

対象：初めて猫を飼う方又は当センターから猫の譲り受けを考えている方

内容：関係法令、飼い主の責任及び猫の習性、室内飼養の方法を学ぶ

教室終了後等に譲渡会を開催した

※当センターから猫の譲渡を希望する方には、当講習会の受講を条件としている

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
開催回数	16回	21回	26回	23回
参加人数	58人	60人	69人	54人

(2) 動物愛護教室

命あるものを大切にする心を育てることを目的として、動物にも人間と同じ感情があること、動物の感情の読み取り方、動物との正しい接し方などについて伝えている。

ア 動物愛護教室

対象：小中学生

内容：動物の写真やイラストを用いて、動物の感情表現方法を学ぶことにより、動物との正しい接し方を知るとともに、動物の気持ちや命を大切にするために自分たちにできることを考える。

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
回数	8	1	6
人数	217	12	205

イ 親子動物愛護教室

対象：小学生以下の子供とその保護者

内容：スライドや動物を見ながら、動物の習性、感情表現、ふれあいの方法を学ぶ。

	R 5年度	R 6年度	R 7年度
回数	3	0	1
人数	14	0	11

(3) 動物愛護週間

動物愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めることにより、生命尊重、友愛など豊かな心を育むことを目的として、動物愛護デーを開催した。

開催日時：令和7年11月2日（日）午前11時から午後2時まで

会場：笛吹みんなの広場（笛吹市石和町松本1442-3）

内容：1日獣医師体験、犬猫無料健康相談、獣医系大学無料進学相談、飼い方相談、ペット災害対策、ミルクボランティア事業・地域猫活動・マイクロチップ制度紹介、動物ワークショップ、動物フォト展示・撮影、ペットフード紹介、スタンプラリー、各種アトラクション（警察犬のにおい当てショー、マテにチャレンジ、うちの子自慢・雑学披露、サクライザーショー）

実施主体：山梨県、公益社団法人山梨県獣医師会

参加者数：400名

(4) 施設見学・職業体験等

施設見学や小学生～高校生等の職業体験、大学生等のインターンシップ研修等の受け入れを行い、当センターの業務を通じて動物愛護行政の現状に関する情報を提供し、人と動物が調和し共生する社会の実現の一助となるよう努めている。

対象	回数	人数
施設見学	5	18
職業体験	2	6
インターンシップ	2	2
計	9	26

(5) 動物愛護等情報発信事業

民間のフリーペーパーへの寄稿、県ボランティアセンター・動物病院等におけるパンフレットの配布等により、センターの事業について情報発信した。

センター専用ポータルサイトでは、動物愛護や迷子の犬・猫の情報を発信するとともに、TikTok で譲渡動物の動画を掲載するなど譲渡事業の一層の推進に努めている。

(6) センター事業に関する問い合わせ、相談

センターが開催する各種教室、譲渡事業、施設見学等に関する問い合わせ、申し込み及び犬猫の飼い方に関する相談対応を行った。

犬に関すること	猫に関すること	その他	計
76	82	52	210

(7) 子猫の一時飼養ボランティア（ミルクボランティア）事業

令和2年6月、センターに収容された離乳前の子猫を自宅等で一時的に育てるミルクボランティアを募集し、子猫を離乳まで預託する事業を開始した。

ミルクボランティアには、育成に必要な物品（ミルク、哺乳瓶、フード、ペットシート等）を提供し、子猫が離乳するまで、授乳、排泄の補助、健康観察等の記録を依頼した。

育成した子猫はセンターに返還後、センターから譲渡した（預託後の死亡を除く）。

登録説明会	7回7名
登録者数	73名（団体2、個人71）
子猫預託数	123匹（うちセンター返還後譲渡110匹、預託中の死亡及び致死処分13匹）
研修会	1回14名

(8) 犬及び猫の譲渡

「山梨県犬、ねこ等の譲渡要綱」及び「山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡要領」に基づき、センターに搬入された犬・猫の適性等を判定した上で、新しい飼い主に譲渡した。自宅で自ら飼養することを目的として譲渡を希望する個人及び新たな終生飼養者を探すことを目的として譲渡を希望する団体等（登録ボランティア）を譲渡対象としている。

ア 犬及び猫の譲渡数

		R5年度	R6年度	R7年度
犬・猫譲渡合計		264 (241)	253 (245)	179 (174)
	成犬・成猫	90 (83)	101 (96)	54 (49)
	子犬・子猫	174 (158)	152 (149)	125 (125)
犬	飼養者等への譲渡数	12 (11)	16 (15)	11 (11)
	成犬	12 (11)	16 (15)	11 (11)
	子犬	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ボランティアへの譲渡	34 (32)	18 (18)	11 (9)
	成犬	34 (32)	18 (18)	11 (9)
	子犬	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小計	46 (43)	34 (33)	22 (20)
	成犬	46 (43)	34 (33)	22 (20)
	子犬	0 (0)	0 (0)	0 (0)
猫	飼養者等への譲渡	31 (27)	44 (43)	35 (35)
	成猫	6 (6)	11 (10)	3 (3)
	子猫	25 (21)	33 (33)	32 (32)
	ボランティアへの譲渡	187 (171)	175 (169)	122 (119)
	成猫	38 (34)	56 (53)	29 (26)
	子猫	149 (137)	119 (116)	93 (93)
	小計	218 (198)	219 (212)	157 (154)
	成猫	44 (40)	67 (63)	32 (29)
	子猫	174 (158)	152 (149)	125 (125)
		【134】	【132】	【110】

※負傷動物含む

※ () 内は甲府市を除いて再掲

※【 】内はミルクボランティアが育成した子猫の数 (内数)

イ マイクロチップを装着した譲渡動物の頭数

成犬	成猫	子猫	計
22	27	123	172

ウ センターで実施した譲渡動物の繁殖制限の頭数

	犬	猫	計
不妊手術	0	0	0
去勢手術	1	1	2
計	1	1	2

3 動物管理事業

(1) 引取り業務（各保健福祉事務所での引取り数も含む）

ア 所有者からの引取り

やむを得ない事情で飼えなくなった犬猫の放置や遺棄などにより生ずる問題を未然に防ぐため、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき引取りを実施した。

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
R 5 年度	29	0	29	25	11	36
R 6 年度	14	0	14	63	12	75
R 7 年度	0	0	0	15	3	18

イ 所有者の判明しない犬・猫の引取り

所有者の判明しない犬・猫について、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき引取りを実施した。

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
R 5 年度	15	0	15	9	163	172
R 6 年度	19	0	19	3	162	165
R 7 年度	21	0	21	2	120	122

※ 市町村条例に基づく公示満了後にセンターに搬入された犬を含む

(2) 甲府市との委託契約に基づく受け入れ状況

甲府市との処分業務委託契約に基づき、犬猫の受け入れを行った。

	犬			猫		
	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計
R 5 年度	3 (0)	0 (0)	3 (0)	9 (9)	18 (2)	27 (11)
R 6 年度	2 (0)	0 (0)	2 (0)	9 (9)	8 (7)	17 (16)
R 7 年度	1 (0)	0 (0)	1 (0)	6 (5)	4 (1)	10 (6)

※ () 内は負傷動物数を再掲

(3) 負傷動物の処置

公共の場所で交通事故等により負傷した動物の処置を行った。

	犬				猫				その他		合計	
	処置数		返還数		処置数		返還数		処置数	返還数	処置数	返還数
	成犬	子犬	成犬	子犬	成猫	子猫	成猫	子猫				
R5年度	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	26 (17)	4 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	31 (20)	0 (0)
R6年度	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	30 (21)	17 (10)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	47 (31)	3 (3)
R7年度	4 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	24 (19)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	34 (28)	0 (0)

※ 甲府市内の負傷動物の処置はセンターにて実施し、公示、返還業務は甲府市が実施
 ※ () 内は甲府市を除いて再掲

(4) 犬及び猫の処分

公示が満了した犬・猫及び飼い主から引取り依頼のあった犬・猫は、返還又は譲渡できた犬・猫を除き、麻酔薬及び炭酸ガス等により致死処分を行った。

	犬				猫				計			
	搬入 センター への 数	返 還 数	譲 渡 数	致 死 処 分 数	搬入 センター への 数	返 還 数	譲 渡 数	致 死 処 分 数	搬入 センター への 数	返 還 数	譲 渡 数	致 死 処 分 数
R5年度	48 (45)	2 (2)	46 (43)	2 (2)	254 (227)	0 (0)	218 (198)	34 (27)	302 (272)	2 (2)	264 (241)	36 (29)
R6年度	35 (33)	2 (2)	34 (33)	1 (1)	288 (271)	3 (3)	219 (212)	54 (44)	323 (304)	5 (5)	253 (245)	55 (45)
R7年度	26 (25)	3 (3)	22 (20)	3 (3)	174 (164)	0 (0)	157 (154)	30 (24)	200 (189)	3 (3)	179 (174)	33 (27)

※ 負傷動物を含む

※ 「センターへの搬入数」

= 「センター及び保健所が引き取った数」 + 「市町村がセンターに搬入した数」
 + 「負傷動物数」

※ 致死処分数は、引取り後死亡した数を含む

※ () 内は甲府市を除いて再掲

「センターへの搬入数」と「返還数」、「譲渡数」及び「致死処分数」の合計は、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越し頭数があるため一致しない。

4 狂犬病予防及び動物愛護管理業務（中北保健所業務）

(1) 狂犬病予防法関係

平成12年4月1日から各市町村の自治事務として、狂犬病予防法に基づく登録と予防注射を行っている。

犬の登録及び狂犬病予防注射実施数

	甲斐市	中央市	昭和町	合 計
新規登録数	228	180	231	639
登録総数	3923	2102	1129	7154
注射頭数	2399	1050	756	4205

(2) 動物愛護管理業務

ア 犬の捕獲・返還及び飼えなくなった犬猫の引き取り状況

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例及び各市町の犬取締条例に基づく人畜への危害防止のため、野犬等の捕獲、また、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく飼えなくなった犬及び猫の引取りを行っている。

犬		甲斐市	中央市	昭和町	合 計
	捕獲頭数	22	17	4	43
薬捕頭数	0	0	0	0	
返還頭数	22	17	3	42	
所有者からの引取り数	0	0	0	0	
所有者の判明しない犬の引取り数	0	0	0	0	

猫		甲斐市	中央市	昭和町	合 計
	所有者からの引取り数	0	0	0	0
所有者の判明しない猫の引取り数	36	10	3	49	
返還頭数	0	0	0	0	

イ 咬傷事故件数

区 分	飼 い 主			野犬	合計
	飼い主判明		飼い主不明		
	登録	未登録			
咬傷事故等の数	4	1	0	0	5

ウ 動物関係苦情等受付状況

(延べ数)

捕獲 依頼	引取依頼	放し飼い	家畜・農作 物 被 害	糞尿被害	鳴き声	悪臭	虐待	無責任な 餌やり	逸走保護 情報	その他	合計
42	30	7	0	2	7	1	12	3	43	31	178

エ 動物取扱業の登録状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物の管理、飼養施設・設備等について、監視・指導を行った。

	施設数	監視・指導施設数及び延べ回数
第一種動物取扱業（登録）	56	15施設 20回
第二種動物取扱業（届出）	2	2施設 2回

オ 特定動物の飼養状況

動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、人の生命・身体又は財産に害を加える恐れのある特定動物の飼養施設に対する許可、監視を行った。

区分	施設数	種類（飼育頭数）	監視・指導 施設数及び延べ回数
許可	1	ニホンザル (10)	1施設1回

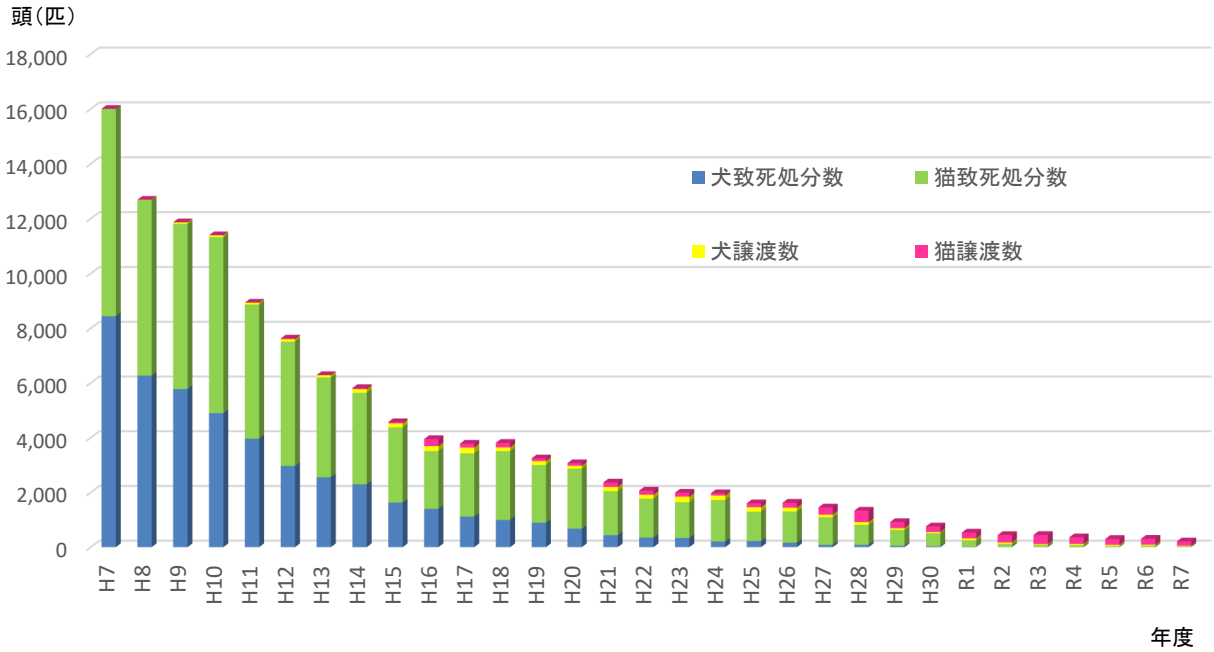
カ 犬猫の多頭飼養の届出状況

山梨県動物の愛護及び管理に関する条例に基づき、犬猫の多頭飼養の届出の受理及び助言、指導を行った。

	甲斐市	中央市	昭和町	合計
犬のみ	0	1	0	1
猫のみ	10	2	3	15
犬・猫	1	0	0	1
合計	11	3	3	17

【資料】

1 犬猫の引取り数等の状況



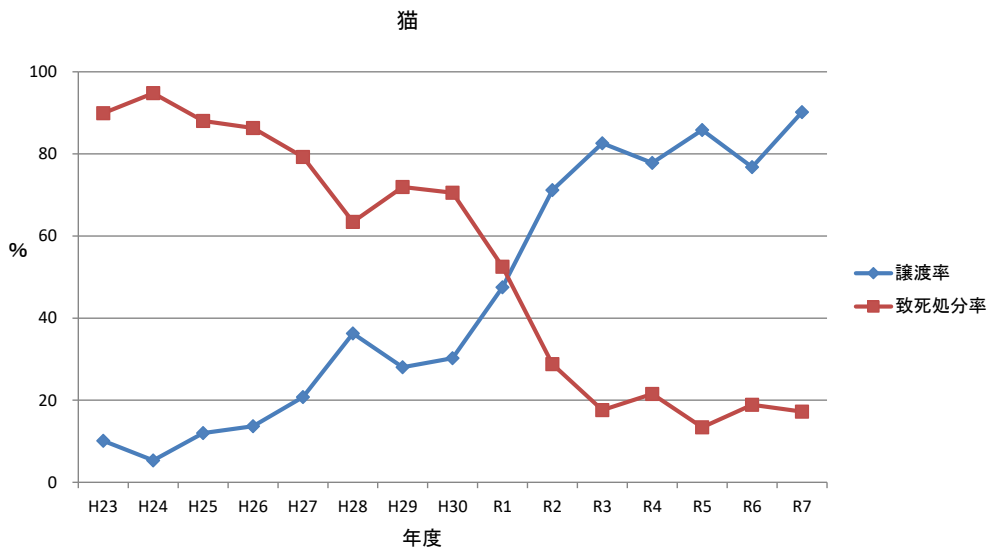
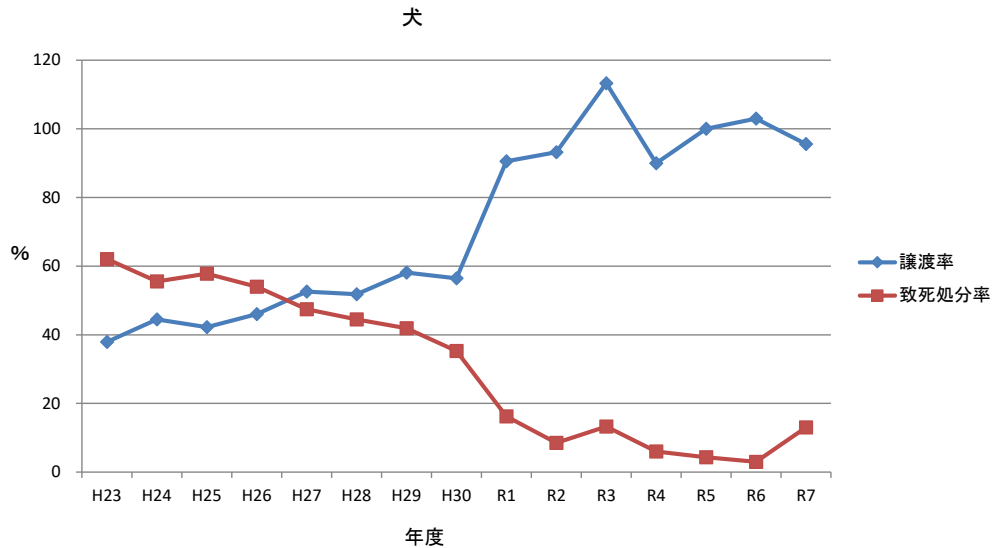
年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
収容数 (返還数を除く)	犬	538	380	386	302	175	191	117	85	74	59	30	50	46	33	23
	猫	1,455	1,591	1,219	1,323	1,276	1,155	802	675	457	385	409	315	254	285	174
	計	1,993	1,971	1,605	1,625	1,451	1,346	919	760	531	444	439	365	300	318	197
譲渡数	犬	204	169	163	139	92	99	68	48	67	55	34	45	46	34	22
	猫	147	85	146	181	265	419	225	204	217	274	338	245	218	219	157
	計	351	254	309	320	357	518	293	252	284	329	372	290	264	253	179
致死処分数	犬	334	211	223	163	83	85	49	30	12	5	4	3	2	1	3
	猫	1,308	1,508	1,073	1,142	1,011	733	577	476	240	111	72	68	34	54	30
	計	1,642	1,719	1,296	1,305	1,094	818	626	506	252	116	76	71	36	55	33

※ 負傷動物を含む

※ 致死処分数は、引き取り後に死亡した数を含む

※ 「収容数」と「譲渡数」及び「致死処分数」の合計は、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越し頭数があるため一致しない

2 犬猫の譲渡及び致死処分の状況



年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
犬	収容数(返還数を除く)	538	380	386	302	175	191	117	85	74	59	30	50	46	33	23
	譲渡数	204	169	163	139	92	99	68	48	67	55	34	45	46	34	22
	譲渡率	37.9	44.5	42.2	46.0	52.6	51.8	58.1	56.5	90.5	93.2	113.3	90.0	100.0	103.0	95.6
	致死処分数	334	211	223	163	83	85	49	30	12	5	4	3	2	1	3
	致死処分率	62.1	55.5	57.8	54.0	47.4	44.5	41.9	35.3	16.2	8.5	13.3	6.0	4.3	3.0	13.0
猫	収容数(返還数を除く)	1455	1591	1219	1323	1276	1155	802	675	457	385	409	315	254	285	174
	譲渡数	147	85	146	181	265	419	225	204	217	274	338	245	218	219	157
	譲渡率	10.1	5.3	12.0	13.7	20.8	36.3	28.1	30.2	47.5	71.2	82.6	77.8	85.8	76.8	90.2
	致死処分数	1308	1508	1073	1142	1011	733	577	476	240	111	72	68	34	54	30
	致死処分率	89.9	94.8	88.0	86.3	79.2	63.5	71.9	70.5	52.5	28.8	17.6	21.5	13.4	18.9	17.2

※ 負傷動物を含む

※ 致死処分数は、引き取り後に死亡した数を含む

※ 「収容数」と「譲渡数」及び「致死処分数」の合計は、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越し頭数があるため一致しない

※ 「譲渡率」及び「致死処分率」の合計は、前年度からの繰り入れ、翌年度への繰り越し頭数があるため100%にはならない